

令和 3 年度 区に対する障害者差別に関する相談一覧

No	障害種別	受付課	担当課	相談内容	対応
1	不明	障害福祉課	障害福祉課	隣家の飲食店は屋外で喫煙を行っている。煙草の煙を吸うことができない障害があり、現在手帳を申請している。店には喫煙場所の変更を何度か苦情として伝えているが、聞き入れてもらっていない。障害者手帳を持っていれば、障害者差別として認められるのか。	本件については、事業者の障害者への合理的配慮の範疇ではなく、通常の喫煙所に対する苦情という取り扱いである。障害者であることを理由に、対応すべき事案ではないため、本人より再度店舗に申し入れて頂く旨をお伝え。 再度相談があった場合には、関係する担当所管を紹介。
2	身体	障害福祉課	障害福祉課	JR 巣鴨駅内にエレベーターを設置してほしい。エレベーター設置が難しいのであれば階段昇降機（エスカレーター）を設置してほしい。 障害福祉課より交通局（？）と JR に設置するようにと障害者差別である旨を訴えてほしい。	JR 東日本ご意見承りセンターにご要望をお伝え。
3	不明	障害福祉課	障害福祉課 福祉総務課	障害を理由に入居を断られた。障害者差別解消法第 8 条 1 項に該当するのではないのか。	電話で賃貸の相談に載ってくれる事業所と国土交通省の問い合わせ先をご案内したところ、すでに生活保護のワーカーと物件探しを進めていたため、障害福祉課からの回答は求めていなかった。
4	不明	障害福祉課	障害福祉課	子どもの医療費の件で窓口に行ったところ、対応した職員がヘルプマークを知らなかった。職員への周知をしてほしい。	全課に向け、周知のメールを送信。
5	不明	障害福祉課	障害福祉課	団体が障害者差別的な文言を入れて講演の依頼をしてきた。その文言を誰が書いているのか、裏の団体があるのか、豊島区で調べてほしい。	豊島区では判断しかねる旨をお伝え。消費者ホットラインや法テラス等の専門相談窓口をご紹介。

※参考：民間・その他事業者に対する障害者差別に関する相談…1 件

「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」に関することは、東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課権利擁護担当（03-5320-4559）をご案内